第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

				うとする場合等について述べたものである。 電波法 (第 合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
(① 総務大臣は、電波法第8 ことができる。	条の予備免許を受けた	者から A ときは、予信	備免許を与える際に指定した工事落成の期限を延長する
(② 電波法第8条の予備免許	を受けた者は、工事設	は計を変更しようとするときに	は、あらかじめ $oxedsymbol{B}$ なければならない。ただし、総
	務省令で定める軽微な事項は	•		
(②の変更は、 C に変 	更を来すものであって	てはならず、かつ、電波法第3	3章の技術基準に合致するものでなければならない。
	A		В	С
	1 申請があった場合におい。		総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力
	2 申請があった場合においる	て、相当と認める	総務大臣に届け出	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	3 届出があった4 日出がまった		総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力
•	4 届出があった		総務大臣の許可を受け	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	次の記述は、無線局の落成れるべき最も適切な字句の組織			510条及び第11条)の規定に照らし、 内に入
(び員数並びに時計及び書類 ② ①の検査は、①の検査を登 条の13第1項の登録を受け をした場合においては、その	(以下「無線設備等」 受けようとする者が、 けた者が総務省令で定 の A を省略する 号の工事落成の期限	という。) について検査を受 当該検査を受けようとする無 めるところにより行った当該 ことができる。 (同条第2項の規定による期間	務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及けなければならない。 線設備等について電波法第24条の2第1項又は第24 登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出 限の延長があったときは、その期限)経過後 B 以
	A B	C		
		う 免許を拒否しなければ		
		予備免許を取り消さな		
	3 一部 2週間 5	免許を拒否しなければ		
•	4 一部 3箇月 ⁻	予備免許を取り消さな	ければ	
A-3 [内に入れるべき最も適	付がな字句の組合せを A 、電波の型式、	下の1から4までのうちから- 周波数、空中線電力又は追	さものである。電波法(第19条)の規定に照らし、一つ選べ。 軍用許容時間の指定の変更を申請した場合において、
L				
	A	В		
	1 無線設備の設置場所	電波の規整その他公		
	2 無線設備の設置場所	混信の除去その他特		
	3 識別信号	電波の規整その他公		
•	4 識別信号	混信の除去その他特	に必要がある	

A.F.	第113条)(の規定に照ら	し、 内(に入れる~	べき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
(<u>1</u> (<u>2</u>) 無線局の免防止するために	許がその効力を こ必要な措置を		免許人であ らない。	っった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。 あった者は、遅滞なく B の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を る。
	Α	В	С		
1		送信装置	②の規定		
2	2 10目	空中線	①の規定		
	1 箇月 1 箇月	送信装置 空中線	①の規定 ②の規定		
	,,			て述べたも	ものである。電波法(第31条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定
13	照らし、] 内に入れる	べき最も適切な字	で句の組合す	せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
(1		無線局の送信認 備え付けなけれ		務省令で定	官めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の A 以下である周波
2	①の総務省	令で定める送信	設備は、次に掲げ		備以外のものとする。
		/ 5MH z を超 カ B 以	える周波数の電流 Fのもの	皮を利用す	るもの
	(3) ①の周波(4) 当該送信(5) 当該送信	数測定装置を 設備の無線局の 設備から発射さ	備え付けている相 ○免許人が別に備 される電波の (え付けた(1 C を0.	泉局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの Dの周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの 025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波 皮数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
	A	В	С		
_		50ワット			
		10ワット			
	3 4分の1 4分の1	5 0 ワット 1 0 ワット			
			施設について述 1から 4 までの		である。電波法施行規則(第26条)の規定に照らし、 内に入れるべき一つ選べ。
					ンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
	Α		В	С	
1					5MH z 以下の
2					5MHzを超える
3					5MH z 以下の 5MH z を超える
		<u>ar mann</u>	を出加	20.116	
A-7					発振子について述べたものである。無線設備規則(第16条)の規定に照らしから4までのうちから一つ選べ。
	(1) 発振周波	数が A 0	の水晶発振回路に	より又は	容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。
	A	В			С
1			同一の条件の回路	路	温度係数に応じて
2	当該送信装	置 その精	度を確かめる試	験機器	温度係数にかかわらず
3			度を確かめる試		温度係数に応じて
4	. 試験用	これと	同一の条件の回	路	温度係数にかかわらず

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許がその効力を失った場合について述べたものである。電波法(第 2 4 条、第 7 8 条及び

切	な字句の組合せを下の1カ	から4までのうちから一つ選べ。		
	送信装置は、音声その低 持されるものでなければだ アマチュア局の送信装置	ならない。	関する場合には、変調波の尖頭値において (±) A を超えない範	近囲に維
2 3	A 100パーセント 80パーセント 100パーセント 80パーセント	B 通信に秘匿性を与える機能を有し 通信に秘匿性を与える機能を有し 直線的に変調することができるも 直線的に変調することができるも	してはならない ものでなければならない	
			たものである。電波法(第52条から第55条まで及び第110条) を下の1から4までのうちから一つ選べ。	の規定
	言については、この限りで(1) 遭難通信 (2) 緊無線局を運用する場合にし、遭難通信については、無線局を運用する場合にこの限りでない。 (1) 免許状に記載されたで(2) 通信を行うため E 無線局は、免許状に記載るるとび総務省令で定める	でない。 (会通信 (3) 安全通信 (4) とおいては、 A 、電波の型式 この限りでない。 こおいては、空中線電力は、次の名ものの範囲内であること。 (表) であること。 (表) であること。 (表) であること。 (表) であること。 (表) であること。	Fしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲 4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通 式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない か各号に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信についます。 は、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信 した者は、1年以下の懲役又は C に処する。	重信 い。ただ いいては、
3	A 識別信号 識別信号 無線設備の設置場所、語 無線設備の設置場所、語		50万円以下の罰金	
局 1 2 3	運用規則(第14条、第1 その呼出しが反復され、 応答事項のうち「こちら 応答事項のうち相手局の	18条及び第26条)の規定に照ら かつ、呼出局の呼出符号が確実に らは」及び自局の呼出符号を送信し の呼出符号の代わりに「誰かこちら	呼出局の呼出符号が不確実であるときは、どうしなければならないからし、下の1から4までのうちから一つ選べ。 に判明するまで応答してはならない。 して、直ちに応答しなければならない。 らを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。 でですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。	、無線
ど 選 1 2 3 4	れか。無線局運用規則(第 べ。 ・・・	第12条及び第13条並びに別表質	「送信の待機を要求する符号」を示す略符号をモールス符号で表した 第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の1から4までのうちか	

A-8 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則(第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適

A-12 次の記述は、モールス無線通信における通信中の周波数の変更について述べたものである。無線局運用規則(第 35 条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「 $\begin{bmatrix} \mathbf{A} \end{bmatrix}$ 」を送信し(通信状態等により必要と認めるときは、「 $\begin{bmatrix} \mathbf{B} \end{bmatrix}$ 」及び変更によって使用しようとする周波数(又は電波の型式及び周波数) 1 回を続いて送信する。)、直ちに周波数(又は電波の型式及び周波数)を変更しなければならない。
A B 1 R QSW 2 R QSX 3 K QSW 4 K QSX
A-13 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則(第39条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
① A 3回 ② B 1回 ③ C 3回
A B C 1 VVV CQ QRK? 2 VVV DE 自局の呼出符号 3 EX CQ QSA? 4 EX DE 自局の呼出符号
A-14 次の記述のうち、モールス無線通信において、「こちらは、通信中です。妨害しないでください。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。
A-15 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則(第 12 条及び別表第 $1号$)の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号の組合せが適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
字句 モールス符号 1 IRELAND ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 GERMANY · · · - · - · - · - · - · - · - ·
注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。
A-16 次の記述のうち、 $JZPVKTXW35$ をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則(第 12 条及び別表第 $1号$)の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
3 ··· · ····- · · ··· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

T)	組合せを下の1	から4まで	のうちから一	つ選べ。なお、同じ記	号の	内には、同じ	字句が入るものとする。	
	総務大臣は、次	に掲げる場	合は、その職員	員を無線局に派遣し、	その無線設値	備、無線従事者の)資格及び員数並びに時計及び書類を検	査さ
	ることができる。 (1) 無線局の発 を命じたとき	射する	A が総務省	うで定めるものに適合	合していない	いと認めて、当該	乗線局に対して B 電波の発射の	停止
	(2) (1)の命令を	上受けた無	線局からその発 公要があるとき		落省令の定 め	めるものに適合す	るに至った旨の申出があったとき。	
1	A 電波の型式及	7℃中線電	カの偏差	B 臨時に		C 犯罪捜査のたる	5	
2				3箇月以内の期間を	定めて	電波法の施行を		
3	電波の質			臨時に		電波法の施行を	で確保するため	
4	電波の質			3箇月以内の期間を	定めて	犯罪捜査のため	5	
				ハて述べたものである。 らから一つ選べ。 なお、			定に照らし、 内に入れるべき最 は、同じ字句が入るものとする。	:も適
① ②	人命の救助、	A 、交ì	通通信の確保又	は B のために必	必要な通信を	C に行わ	スは発生するおそれがある場合において せることができる。 実費を弁償しなければならない。	は、
	A	В		С				
1	W N -		供給の確保	電気通信事業者				
2	災害の救援	秩序の	維持	無線局				
3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		供給の確保	無線局				
4	財貨の保全	秩序の	維持	電気通信事業者				
①	内に入れる 免許人は、次(1) A を行 (2) 電波法又は	に掲げる場 行ったとき 「B」の 国において C そ	適切な字句の組合は、総務省へ。 の規定に違反して、あらかじめ	合せを下の1から4ま 今で定める手続により、 て運用した無線局を認 総務大臣が告示した以	ミでのうちか 、総務大臣に なめたとき。 1外の運用の	ら一つ選べ。 こ報告しなけれた 制限をされたと		
_	A				B	·→	C	
1	非常通信 非常通信					言事業法 こ基づく命令	混信の除去 無線通信の秩序の維持	
		電波法第7	4条(非常の場	場合の無線通信)の		に基づく命令	混信の除去	
4	通信の訓練の 非常通信又は 通信の訓練の	電波法第7	4条 (非常の場	場合の無線通信)の	電気通信	言事業法	無線通信の秩序の維持	
が		るべき最もi	適切な字句の組 地に業務その	l合せを下の1から4 他の A の運用を	までのうちた	いら一つ選べ。な	附属書(第1003号)の規定に照らされ、同じ記号の 内には、同じ 対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	字句
	A	В	С					
1		妨害	中断					
2	, ,	制限	反覆的に中国	折				
3	> 1—> 1 40 4	制限	中断	art.				
4	安全業務	妨害	反覆的に中間	丌				

A-17 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法(第73条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句

A-21			を要しない無線局及び受 最も適切な字句の組合せ		•	べたものである。電波法(第82条)の −つ選べ。	規定に照らし、
	紗	泉設備の発する電波と		発する電波若しく		無線局(以下「免許等を要しない無線局」 【 A ときは、その設備の所有者又の	· - ·
	2	総務大臣は、免許等		線設備について又に		目的とする受信設備以外の受信設備につ とができる。	いて①の措置を
		٨		В		С	
	1	A 他の無線設備の機能 障害を与える	能に継続的かつ重大な	B その使用を中」 とるべきこと	止する措置を	その措置の内容について、文書で報	告させる
	2	他の無線設備の機能 障害を与える	とに継続的かつ重大な	必要な措置を	とるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派 備を検査させる	遣し、その設
	3	電気通信業務の用に 設備に継続的かつ 動	こ供する無線局の無線 重大な障害を与える	その使用を中」 とるべきこと	止する措置を	その職員を当該設備のある場所に派 備を検査させる	遣し、その設
	4	電気通信業務の用に設備に継続的かつ重	こ供する無線局の無線 重大な障害を与える	必要な措置を	とるべきこと	その措置の内容について、文書で報	告させる
		次の記述は、局の技術 うちから一つ選べ。	特性について述べたも	のである。無線通信	言規則(第3条)	の規定に照らし、誤っているものを下	の1から4まで
	2 3 4	帯幅を技術の現状及で 受信機の動作特性に 記信を受けることがた 局において使用する	が業務の性質によって可 は、その受信機が、そこ ないようなものを採用す る装置の選択及び動作並	能な最小の値に維持 こから適当な距離に るものとする。 :びにそのすべての	寺することが必らあり、かつ、無 発射は、無線通	なければならない。このためには、一般に要である。 無線通信規則の規定に従って運用していた 信規則に適合しなければならない。 が可能な信号処理方式として単側波帯	る送信機からの
A-23	3 Z		気通信連合憲章等に係る 最も適切な字句の組合も			である。無線通信規則(第15条)の持一つ選べ。	規定に照らし、
	3	局が行った重大な選	望反に関する申入れは、 艮が及ぶ局が国際電気通	これを認めた主管の	庁から B ≀	めた局は、この違反について A にここでわなければならない。 又を行ったことを知った場合には、そのこ	
		A	В		С		
	1	その局の属する国の		局を管轄する国の	_	要な措置をとる	
	2	その局の属する国の		違反を行った局		際電気通信連合の事務総局長に通報する	
	3	国際電気通信連合の	の事務総局長 この	違反を行った局	必	要な措置をとる	
	4	国際電気通信連合の	の事務総局長この	局を管轄する国の	主管庁 国	際電気通信連合の事務総局長に通報する	
A-24	1 &		からの混信を防止する 最も適切な字句の組合も			である。無線通信規則(第15条)の表 一つ選べ。	見定に照らし、
		すべての局は、 別) に定める場合を	A 、過剰な信号の伝 余く。)。	送、B、識	別表示のない信	号の伝送を禁止する(無線通信規則第	19条(局の識
	34	混信を避けるために	こ、不要な方向への輻射	業務の性質上可能	な場合には、受	言局の位置は、特に注意して選定しなけた 務の性質上可能な場合には、	ればならない。
	(
		A	B	-314	С		
	1	不要な伝送	暗語又は略語による伝		VIV 444 1-1-11	モナト・ナレルナ いし	
	0	アボルトン		_	送受信設備の		
	2	不要な伝送 長時間の伝送	虚偽の又はまぎらわし暗語又は略語による伝	い信号の伝送	送受信設備の行 指向性のアン 指向性のアン	テナの利点	

から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
 「電波」とは、ア 以下の周波数の電磁波をいう。 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。 「無線電話」とは、電波を利用して、 イ を送り、又は受けるための通信設備をいう。 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための ウ をいう。 「無線従事者」とは、無線設備の エ を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、 オ のみを目的とするものを含まない。
1300万メガヘルツ2音声3電気的設備4操作5中継630万ギガヘルツ7音声その他の音響8通信設備9操作又はその監督10受信
B-2 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。
① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを イ してはならない。
② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は イ した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ③ ウ がその エ に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は イ したときは、 オ に処する。
13年以下の懲役又は150万円以下の罰金22年以下の懲役又は100万円以下の罰金3特定の4不特定の5通信6 業務7無線従事者8無線通信の業務に従事する者9他人の用に供10窃用
B-3 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則(第12条及び別表第1号)の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
字句 モールス符号 ア FOXTROT ・・・・ -・・ -・・ -・・ -・・ -・・ -・・・ -・・・・・・・・
B-4 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則(第 20 条及び第 22 条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の 1 から 10 までのうちからそれぞれ一つ選べ。
 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。 ア であること。 満足な イ が得られること。 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。 主輻射方向及び副輻射方向 ウ の主輻射の角度の幅 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を エ もの オ よりの輻射
1 調整が容易 2 垂直面 3 乱す 4 指向特性 5 接地線 6 整合が十分 7 水平面 8 妨げる 9 放射効率 10 給電線

B-1 次の記述は、電波法に定める用語の定義である。電波法(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1

B-5 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法(第76条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も 適切な字句を下の 1 から 10 までのうちからそれぞれ一つ選べ。
 ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて イ を制限することができる。 ② 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き ウ 以上休止したとき。 (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条(変更等の許可)の許可を受け、又は同法第19条(申請による周波数等の変更)の規定による指定の変更を行わせたとき。 (3) ①の命令又は制限に従わないとき。 (4) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。
1 無線局の運用 2 電波の発射 3 電波の型式及び周波数 4 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 5 6箇月 6 1年 7 刑法 8 電波法又は放送法 9 2年 10 3年
B-6 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則(第25条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
 ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、ア されたものであってはならない。 ② アマチュア局は、 イ に限って、 ウ の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。 ③ アマチュア局の最大電力は、 エ が定める。 ④ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の オ 一般規定は、アマチュア局に適用する。
1 伝送効率を高めるために高速化2 意味を隠すために暗号化3 通信回線のふくそう時4 緊急時及び災害救助時5 アマチュア局以外の局との国際通信6 第三者のために国際通信7 関係主管庁8 国際電気通信連合9 すべての10 技術特性に関する